

◇大阪市会ハラスメント防止条例

- 1 議員間又は議員と職員との間におけるハラスメントの防止に関し必要な措置を講じるため、条例を制定することにしました。
- 2 この条例は、議長が定める日から施行することにしました。

(市会事務局総務担当)